

改正後			改正前		
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例			選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例		
第一条～第四条 (略)			第一条～第四条 (略)		
別表 (第二条関係)			別表 (第二条関係)		
区 分	報 酬 の 額		区 分	報 酬 の 額	
選 挙 長	一日につき	<u>一三、二〇〇円</u>	選 挙 長	一日につき	<u>一〇、八〇〇円</u>
選 挙 分 会 長	一日につき	<u>一二、二〇〇円</u>	選 挙 分 会 長	一日につき	<u>一〇、八〇〇円</u>
審 査 分 会 長	一日につき	<u>一二、二〇〇円</u>	審 査 分 会 長	一日につき	<u>一〇、八〇〇円</u>
選 挙 立 会 人	一日につき	<u>一〇、一〇〇円</u>	選 挙 立 会 人	一日につき	<u>八、九〇〇円</u>
審 査 分 会 立 会 人	一日につき	<u>一〇、一〇〇円</u>	審 査 分 会 立 会 人	一日につき	<u>八、九〇〇円</u>
備考 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十九条第一項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合で、選挙会が引き続き二日にわたるときは、これを一日とみなす。			備考 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第七十九条第一項の規定により開票の事務を選挙会の事務に併せて行う場合で、選挙会が引き続き二日にわたるときは、これを一日とみなす。		